

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>イ. 税制改革</b>					
<p>○今後の経済社会の構造変化等に対応した望ましい税制の構築に向けて、政府税制調査会において、今後とも引き続き、所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保等、幅広い観点から検討を行う。とりわけ貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制の構築に取り組む。</p>	<p>財務省・総務省・税制調査会</p>		<p>・税制改革については、昨年6月に政府税制調査会において「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が取りまとめられるとともに、税制改革の基本を含む「基本方針2002」が閣議決定された。さらに、それらも踏まえ、平成15年度税制改正で広範にわたる各税にわたる改正を行うこととしている。</p>		<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>
<p>○地方行財政の効率化を前提に自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとの観点から、地方税を充実確保を図ることが重要である。その一環として、地方分権推進会議における事務事業のあり方及び税財源配分のあり方に関する調査審議を踏まえながら国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方を見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる。</p>	<p>総務省 財務省 地方分権改革推進会議 税制調査会</p>	<p>「基本方針2002」において、国庫補助負担事業の廃止・縮減について、年内を目的と結論を出す、これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目的にとりまとめる、とされた。 昨年12月には、「改革と展望」期間中における国庫補助負担事業の廃止・縮減等の基本方針について、「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」が取りまとめられ、閣議に報告された。 また、平成15年度予算において、三位一体改革の芽を出した。 ・国庫補助負担金について、総額5,625億円の削減と所要財源に係る暫定措置、 ・地方交付税について、地方財政計画の規模抑制、 ・税源移譲を含む税源配分について、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等</p>	<p>「基本方針」を踏まえ、各 省庁において、国庫補助負担金の整理合理化について更に具体的な検討を進める必要。</p>	<p>①「基本方針」を踏まえ、本年6月頃を目的に、補助金、交付税、税源配分の三位一体の改革案がとりまとめられる予定。 ②、③上記改革案に盛り込まれた内容が「改革と展望」の期間中（平成18年度まで）に実施される予定。</p>	

□. 歳出改革

<p>○公共事業費の地方負担及び地方単独事業について、事業費補正等（地方債の元利償還等を指標として各地方公共団体の現実の事業量の大小を基準財政需要額の策定に反映する仕組み）を適用する範囲・程度を縮小し、標準事業費方式による算定の比重を高める方向で見直す。</p>	<p>総務省</p>	<p>1 公共事業については、 ①地方債の充当率を引き下げるとともに、 ②事業費補正方式の算入率を引き下げた。（概ね70～60%を30%（一部45%）程度へ） 2 単独事業については、 ①対象とする事業を限定する（箱物整備は原則対象外）とともに、 ②事業費補正の算入率を引き下げた。（55～30%を30%へ）</p>			<p>地方団体の財政運営への影響を注視しつつ、今回の見直しを継続。</p>
<p>○地方行財政の効率化を前提に自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、税源の偏在性が少なく、収収の安定性を備えた地方税体系を構築するとの観点から、地方税を充実確保を図ることが重要である。その一環として、地方分権推進会議における事務事業のあり方及び税財源配分のあり方に関する調査審議を踏まえながら国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる。</p>	<p>総務省 財務省 地方分権改革推進会議 税制調査会</p>	<p>「基本方針2002」において、国庫補助負担事業の廃止・縮減について、年内を目途に結論を出す、これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる、とされた。 昨年12月には、「改革と展望」期間中における国庫補助負担事業の廃止・縮減等の基本方針について、「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」が取りまとめられ、閣議に報告された。 また、平成15年度予算において、三位一体改革の芽を出した。 ・国庫補助負担金について、総額5,625億円の削減と所要財源に係る暫定措置、 ・地方交付税について、地方財政計画の規模抑制、 ・税源移譲を含む税源配分について、自動車重量税と税の譲与割合の引上げ等</p>		<p>「基本方針」を踏まえ、各省庁において、国庫補助負担金の整理合理化について更に具体的な検討を進める必要。</p>	<p>①「基本方針」を踏まえ、本年6月頃を目途に、補助金、交付税、税源配分の三位一体の改革案がとりまとめられる予定。 ②、③上記改革案に盛り込まれた内容が「改革と展望」の期間中（平成18年度まで）に実施される予定。</p>

<p>○団体規模等に応じて仕事や責任を変える仕組み（例えば、人口30万以上の自体にはより大きな仕事と責任を付与、小規模団体には仕事と責任を小さくし、都道府県が肩代わり等）について、第27次地方制度調査会において、その実現を目指し検討する。</p>	<p>内閣府 総務省 地方制度調査会</p>	<p>第27次地方制度調査会において、昨年7月に決定された①基礎的自治体のあり方、②大都市のあり方、③都道府県のあり方、④地方税財政のあり方等の審議事項の中で、地方公共団体の仕事及び責任あり方について検討を行っているところである。</p>			<p>本年度中を目途に「中間報告書」を取りまとめ、内閣総理大臣に提出する予定。また、任期である本年11月までに最終答申を取りまとめ、内閣総理大臣に提出する予定。</p>
<p>○地方交付税の見直しについて上記具体案に基づき措置 ※上記の内容 ●地方交付税算定における段階補正の見直しや、事業費補正等を適用する範囲・程度の縮小について具体案を策定。また、税收確保努力へのインセンティブ強化のため、留保財源率の見直しを検討。</p>	<p>総務省</p>	<p>1 段階補正については、14年度から3年間で割増率の引下げを実施。（14年度、全国総額で約700億円程度を引下げ） 2 事業費補正については、14年度から算入率の引下げを実施。 3 留保財源率については、都道府県分について15年度から5%引き上げることとした。</p>			<p>地方団体の財政運営への影響を注視しつつ、今回の見直しを継続。</p>
<p>ホ. その他の制度改革</p>					
<p>○「地方自治法等の一部を改正する法律案」（継続審議中）の成立により、合併協議会設置に係る住民発議制度の拡充及び住民発議制度の導入並びに税制上の特例措置の拡充を実施する。</p>	<p>総務省</p>	<p>・平成14年法律第4号として成立。</p>	<p>・改正法に基づき、7件の住民投票が実施され、うち3件で賛成多数により法定協議会が設置された（平成15年2月26日現在）。</p>		<p>① ・地方税法等の一部を改正する法律案により、税制上の特例措置を拡充予定（審議中）。</p>

<p>○「市町村合併支援プラン」の各種事業を実施。</p>	<p>総務省 関係府省</p>	<p>・関係府省において「市町村合併支援プラン」の各種事業を実施しており、現在フォローアップ実施中。</p>	<p>・平成13年8月の支援プラン策定以降、静岡市など20件の市町村合併が成立又は市町村合併の告示済み(平成15年3月19日現在)。 ・法定協議会又は任意協議会を設置している市町村(1,618)が全市町村(3,217)の過半数を突破(平成15年1月1日時点)。 ・都道府県により、312地域1328市町村が合併重点支援地域として指定(平成15年3月17日)。</p>		<p>① ・市町村合併支援プランのフォローアップを実施。</p>
<p>○平成13年度及び平成14年度以降において「市町村合併支援プラン」に盛り込まれた各省庁連携施策を実施し、平成17年3月の市町村合併特例法の期限までに市町村合併を強力に推進する。特に、平成13年10月以降に、重点的な広報・啓発を行う。</p>	<p>総務省 関係府省</p>	<p>・14年6月を広報強化月間とし、政府広報を積極的に実施するとともに、6月26日、東京において市町村合併支援シンポジウムを実施。 ・14年7月から12月にかけて、全47都道府県において、市町村合併のシンポジウムを開催。</p>			<p>①、②、③ ・合併特例法の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう自主的な市町村合併を積極的に推進。</p>
<p>○「IT人づくり計画」を実施する。(学校の高速・超高速インターネット接続の推進、コンテンツの制作・流通の促進、教員のIT指導力の向上、国民の情報リテラシー向上、IT職業能力開発、専門的IT人材育成等)</p>	<p>総務省・文 部科学省</p>	<p>地域の教育等の高度化を実現するため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援しているところであり、平成15年2月までに598事業で交付(貸付)決定。</p>	<p>平成15年2月までに約6,500校の学校を高速のネットワークで整備。(整備中を含む。)</p>		<p>・「e-Japan重点計画-2002」で掲げられた、2005年度までの概ねすべての公立小中高等学校等の高速インターネット常時接続を目指して、引き続き、地域イントラネット基盤施設整備事業等により、学校のIT環境の整備に取り組んでいく予定。 ○平成14年度補正予算 地域イントラネット基盤施設整備事業 24,365百万円 ○平成15年度政府予算案 ①地域イントラネット基盤施設整備事業 3,963百万円 ②地域公共ネットワーク基盤整備事業 2,042百万円</p>

<p>○学校、図書館等の超高速インターネット接続の推進や関連するIT環境の整備等を通じ、学校等の情報化を推進する。</p>	<p>総務省・文部科学省</p>	<p>地域の教育等の高度化を実現するため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援しているところであり、平成15年2月までに598事業で交付（貸付）決定。</p>	<p>平成15年2月までに約6,500校の学校を高速のネットワークで整備。（整備中を含む。）</p>	<p>・「e-Japan重点計画-2002」で掲げられた、2005年度までの概ねすべての公立小中高等学校等の高速インターネット常時接続を目指して、引き続き、地域イントラネット基盤施設整備事業等により、学校のIT環境の整備に取り組んでいく予定。 ○平成14年度補正予算 地域イントラネット基盤施設整備事業 24,365百万円 ○平成15年度政府予算案 ①地域イントラネット基盤施設整備事業 3,963百万円 ②地域公共ネットワーク基盤整備事業 2,042百万円</p>
---	------------------	---	--	---

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>ロ. 歳出改革</b>					
<p>(4) 産業発掘力戦略            総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則全ての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	<p>総務省</p>	<p>(共同アウトソーシング)            平成15年度予算要求において、28.0億円を計上。これを受け、全国45団体が検討。</p>	<p>全国の都道府県において、市町村との間に共同化に関する協議が開始されるとともに、恒久的な協議会等の枠組みを設定した都道府県が34ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用コストの約7割削減(50市町村、人口150万人の場合を想定)</li> <li>・データセンターの運営等を行う地元IT企業を中心に、通信サービスの提供、ネットワークの保守・運用、メンテナンス、物流サービス等、さらには職員の教育・訓練等について地元で相応の需要効果の創出が期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務用アプリケーションの運用・保守等を行うIDC(インターネット・データ・センター)の確保。</li> <li>・汎用性、拡張性及び安定性を有するアプリケーションの開発。</li> <li>・住民のニーズの高いアプリケーションソフトの適切な開発。</li> <li>・アウトソーシングに際して、受託事業者における情報セキュリティ、個人情報保護の確保。</li> <li>・行政評価・費用対効果の検証</li> </ul>	<p>②③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度中に7程度の都道府県、平成16年度までにすべての地方公共団体における運用開始を予定。</li> <li>・地方公共団体に方針を明示し、必要な研修等を予定。</li> <li>・各都道府県間において適切な役割分担により早期整備を図る。また、各団体が開発したアプリケーションプログラムを掲示し、互いに共用する仕組みの開発を行う。</li> <li>・委託先とのSLA(サービス・レベル・アグリーメント)に関する検討を行う。</li> <li>・チェックリスト等を提示し、必要な監査体制の整備を図る。</li> </ul>

<p>(5)地域力戦略 総務省は、平成14年度から地方自治体のITを活用した業務の共同化やアウトソーシングの推進により、地元関連産業の活性化を図るとともに、安全な地域づくりのため、情報システム、人材育成等の消防防災基盤整備を推進する。</p>	<p>総務省</p>	<p>(共同アウトソーシング) 平成15年度予算要求において、28.0億円を計上。これを受け、全国45団体が検討。</p>	<p>全国の都道府県において、市町村との間に共同化に関する協議が開始されるとともに、恒久的な協議会等の枠組みを設定した都道府県が34ある。 将来的な効果として、 ・運用コストの約7割削減(50市町村、人口150万人の場合を想定) ・データセンターの運営等を行う地元IT企業を中心に、通信サービスの提供、ネットワークの保守・運用、メンテナンス、物流サービス等、さらには職員の教育・訓練等について地元で相当の需要効果の創出が期待される。</p>	<p>・業務用アプリケーションの運用・保守等を行うIDC(インターネット・データ・センター)の確保。 ・汎用性、拡張性及び安定性を有するアプリケーションの開発。 ・住民のニーズの高いアプリケーションソフトの適切な開発。 ・アウトソーシングに際して、受託事業者における情報セキュリティ、個人情報保護の確保。 ・行政評価・費用対効果の検証</p>	<p>②③ ・平成15年度中に7程度の都道府県、平成16年度までにすべての地方公共団体における運用開始を予定。 ・地方公共団体に方針を明示し、必要な研修等を予定。 ・各都道府県間において適切な役割分担により早期整備を図る。また、各団体が開発したアプリケーションプログラムを提示し、互いに共用する仕組みの開発を行う。 ・委託先とのSLA(サービス・レベル・アグリーメント)に関する検討を行う。 ・チェックリスト等を提示し、必要な監査体制の整備を図る。</p>
<p>総務省は、平成14年度から地方自治体のITを活用した業務の共同化やアウトソーシングの推進により、地元関連産業の活性化を図るとともに、安全な地域づくりのため、情報システム、人材育成等の消防防災基盤整備を推進する。</p>	<p>総務省</p>	<p>国民の安全・安心の確保を目的とした消防防災基盤の整備のための消防補助金について、175億42百万円を計上。</p>		<p>東海地震等の発生の恐れが指摘され、米国同時多発テロの発生などを契機に安全・安心に対する国民の関心が一層高まる中、安全な地域づくりをより一層推進する必要がある。</p>	<p>大規模、特殊災害に対処するため、緊急消防援助隊を法定し、消防庁長官の指示権を創設することなどを内容とする、消防組織法改正法案を第156回通常国会に提出予定。 平成15年末までに情報システム、人材育成等の消防防災基盤整備を一層推進する。</p>

ハ. 規制改革					
<p>(5) 地域力戦略 総務省、文部科学省、関係府省は、地方自治体と国立大学等との連携の強化を図る。</p>	<p>総務省</p>	<p>・地方公共団体の要請に基づき、国立大学等が行う科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興その他住民福祉の増進に寄与するものに対し、国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除くなど一定の要件のもとで、地方公共団体が経費を負担できるように政令を改正(平成14年11月1日公布)。</p>	<p>・本政令に基づき、現在、地方公共団体において、国立大学等との具体的な連携策が検討されている。</p>		
ホ. その他の制度改革					
<p>(4) 産業発掘力戦略 総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則全ての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	<p>総務省</p>	<p>(共同アウトソーシング) 平成15年度予算要求において、28.0億円を計上。これを受け、全国45団体が検討。</p>	<p>全国の都道府県において、市町村との間に共同化に関する協議が開始されるとともに、恒久的な協議会等の枠組みを設定した都道府県が34ある。 将来的な効果として、 ・運用コストの約7割削減(50市町村、人口150万人の場合を想定) ・データセンターの運営等を行う地元IT企業を中心に、通信サービスの提供、ネットワークの保守・運用、メンテナンス、物流サービス等、さらには職員の教育・訓練等について地元で相応の需要効果の創出が期待される。</p>	<p>・業務用アプリケーションの運用・保守等を行うIDC(インターネット・データ・センター)の確保。 ・汎用性、拡張性及び安定性を有するアプリケーションの開発。 ・住民のニーズの高いアプリケーションソフトの適切な開発。 ・アウトソーシングに際して、受託事業者における情報セキュリティ、個人情報保護の確保。 ・行政評価・費用対効果の検証</p>	<p>②③ ・平成15年度中に7程度の都道府県、平成16年度までにすべての地方公共団体における運用開始を予定。 ・地方公共団体に方針を明示し、必要な研修等を予定。 ・各都道府県間において適切な役割分担により早期整備を図る。また、各団体が開発したアプリケーションプログラムを揭示し、互いに共用する仕組みの開発を行う。 ・委託先とのSLA(サービス・レベル・アグリーメント)に関する検討を行う。 ・チェックリスト等を提示し、必要な監査体制の整備を図る。</p>

	<p>◎地方公共団体における行政情報の交換に重要な基盤である総合行政ネットワークの接続を要請。</p> <p>◎地方公共団体の組織認証基盤の全市区町村までの整備を支援。</p> <p>◎地方公共団体が行政手続のオンライン化を図る上で必要な方策の提示等の支援を実施中。</p> <p>◎地方公共団体の汎用受付システムの基本仕様の策定と順次高度化。</p> <p>◎行政情報の共有化等を進める統合型GISの運用及び利活用に関する指針の策定。</p> <p>◎平成14年3月29日付けで汎用受付システムの基本仕様の策定。</p> <p>◎平成14年9月17日付けで、「統合型の地理情報システムに関する運用指針」及び「統合型の地理情報システムに関する活用指針」を策定、公表。</p>	<p>◎平成13年10月に、全都道府県、政令指定都市の接続が完了。</p> <p>・平成15年2月末現在、419市町村が接続済み。</p> <p>・総合行政ネットワークと霞が関WANの接続を平成14年4月から開始。</p> <p>◎各府省において、既存のアクションプランを見直すとともに、申請・届出等以外の手続についても対象とする新たなアクションプランを2002年7月に策定。</p> <p>◎組織認証基盤については、平成13年度内に全都道府県、政令指定都市において整備。</p>	<p>◎総合行政ネットワークの全市区町村までの接続。</p> <p>◎組織認証基盤の全市区町村までの整備。</p> <p>◎汎用受付システム基本仕様の更なる高度化。</p> <p>◎統合型の地理情報システムの普及、導入促進等。</p>	<p>◎総合行政ネットワークの全市区町村までの接続要請及び支援。</p> <p>◎組織認証基盤の全市区町村までの整備支援。</p> <p>◎汎用受付システムの基本仕様を基に、高度化を図るための調査研究事業を実施中。</p> <p>◎「統合型GISポータルサイト」を活用した統合型の地理情報システムの普及、導入支援。</p>
<p>産業発掘力戦略／地域産業の活性化</p> <p>関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	<p>・IT革命に対応した消防防災分野での情報化を促進するため、情報基盤の整備等のほか、IT化のための補助金等によりIT化を推進した。</p> <p>・特に、通信のデジタル化、衛星通信の活用等による情報通信の高度化のため、通信衛星を用いて地図情報等を伝送するための検討を行った。</p> <p>・平成15年度予算に、事業費1,150百万円、補助金2,391百万円を計上。</p> <p>・情報通信基盤のシステム整備及び運用を行うとともに、IT化のための補助金等により、消防防災分野のIT化を着実に推進した。</p> <p>・なお、現在、通信衛星を用いて地図情報等を送信することは困難であることから、今回の検討結果を踏まえ、今後、施設設備の改修を行うこととしている。</p>	<p>・大規模・特殊災害等において、広域的な対応をより迅速・円滑に行うためには、災害情報を迅速・確実に伝達し、国・都道府県・市町村の相互間における情報の共有化等のためのシステムを整備することが必要不可欠である。</p> <p>・特に、通信のデジタル化への円滑な移行のため、国の施設設備を先行して整備する必要がある。</p>		<p>・平成15年度は、防災情報の共有化等のための高度消防防災情報通信ネットワークシステムの構築のほか、IT化のための補助金などにより、消防防災分野におけるIT化を引き続き推進する。</p> <p>・なお、通信のデジタル化に対応する監視制御装置、一斉指令装置及び映像伝送装置の改修を行うこととしている。</p>
	<p>・情報基盤の整備等のため、携帯電話からの119番通報及び発信地表示や山岳地帯等において携帯電話の位置を特定させるための技術的な問題点を検討した。</p> <p>・平成15年度予算に、75百万円を計上。</p> <p>・携帯電話における電波の技術的な問題点の解決に向け、一応の目途がついたことから、今後はその導入方策についての検討を行うこととしている。</p>		<p>・IP電話の普及や多様化する携帯電話からの119番通報への対応についての検討が必要である。</p>	<p>・平成15年度は、IP電話の普及や携帯電話機能の多様化（メール、画像等）を踏まえ、これらからの新たな119番通報のあり方について、広く検討を行うこととしている。</p>

<p>(5) 地域力戦略 総務省、文部科学省は、公立大学について、国立大学の動向の踏まえつつ改革を進めながら、平成15年度から、研究施設の共同利用、大学院社会人コースの拡充等、地域経済の活性化に資するような積極的な活用を推進する。</p>	<p>総務省</p>	<p>・公立大学の地域貢献に関する事例の調査を実施予定。</p>			<p>①第156回国国会期末 ・公立大学の地域貢献に関する事例の調査結果を地方団体に紹介。</p>
<p>(1) 人間力戦略／個性のある人間教育 文部科学省は、IT国民皆教育戦略として、義務教育におけるITを活用した情報教育を平成14年度から推進する。また、総務省及び文部科学省は、平成17年度までに公立小中高等学校等の全教室がインターネットに接続できるようにするなど、学校のIT環境の整備を進める。</p>	<p>総務省</p>	<p>○地域の教育等の高度化を実現するため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援しているところ。 (平成14年度補正予算) ・地域イントラネット基盤施設整備事業 24,365百万円 ・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業 10,000百万円 (平成15年度政府予算案) ・地域イントラネット基盤施設整備事業 3,963百万円 ・地域公共ネットワーク基盤整備事業 2,042百万円 ・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業 2,107百万円</p>	<p>平成15年2月までに約6,500校の学校を高速のネットワークで整備。</p>		<p>「e-Japan重点計画-2002」で掲げられた、2005年度までの概ねすべての公立小中高等学校等の高速インターネット常時接続を目指して、引き続き、地域イントラネット施設・基盤整備事業等により、学校のIT環境の整備に取り組んでいく予定。</p>

<p>(1) 人間力戦略/挑戦者支援          総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、平成14年度から、情報通信環境の高度化、地域コミュニティ形成、ビジネス環境整備、就業条件の確保等を通じて、テレワーク・SOHOなど多様な働き方を支援する。</p>	<p>総務省</p>	<p>・総務省、国土交通省、厚生労働省、経済産業省は連携して、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」を実施し、テレワーク推進のための総合的な支援方策を検討している。          ・総務省において「SOHOのグローバル活動を通じた地域活性化に関する検討委員会」を開催し、地域におけるビジネスをはじめ様々な分野で先導的な役割を果たしているSOHOの実態、またそれを支えるSOHOの支援団体の活動についての調査を実施した。</p>		<p>現在進めている「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果等を踏まえて、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、テレワークを推進する上での課題と総合的な支援方策について検討していくことが必要である。          また、現在進めている「SOHOのグローバル活動を通じた地域活性化に関する検討委員会」の結果等を踏まえて、先導的な役割を果たしているSOHOの分析及びSOHOを支える支援団体の現状と課題を明らかにすることで、SOHOがその能力を最大限に活用して、地域社会に定着し、地域活性化に寄与するような支援方策について検討していくことが課題である。</p>	<p>「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果分析とテレワーク推進上の課題、支援のあり方等をまとめ、シンポジウムで公表予定。          また、総務省は「SOHOのグローバル活動を通じた地域活性化に関する検討委員会」において、グローバル化の進展のもとでの先導的なSOHOの実態調査、及びSOHOのための支援組織の現状と課題に関する調査結果について年度内に議論して、平成15年度予算で実施する「テレワーク・SOHOの推進に関する調査研究」など、施策の検討に反映させる。</p>
<p>(5) 地域力戦略/地域産業の活性化          総務省は、平成14年度から、ハード・ソフトの施策の集中展開を通じ、魅力的なITビジネス環境の先行的実現（ITビジネスモデル地区構想）により、IT産業集積を通じた地域経済活性化を推進する。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成15年度政府予算原案では（1）地域の情報通信基盤の整備：地域イントラネット基盤整備事業等（2）アプリケーション開発等の促進：先進技術型研究開発助成制度（3）IT技術者の育成：情報通信人材研修事業支援制度において、所要の予算額（67.28億円の内数）を確保。          平成15年1月16日より1ヶ月間指定を受けようとする地方公共団体を募集した。          学識経験者等による評価委員会を設置し、各地方公共団体の計画を評価しているところ。</p>			<p>①平成15年度のできるだけ早い時期に指定を行う。          ②各地方公共団体による計画の推進。          ③ITビジネスの地域展開モデルの構築。結果の分析・公表による、当該モデルの他地域への展開を通じた地域経済の活性化。</p>

<p>(5) 地域力戦略/地域産業の活性化</p> <p>総務省は、平成14年度から、地方公共団体が行う光ファイバ網等の整備に対して支援を行い、地理的要因による情報格差を是正することによって、新たな産業の振興など地域産業の活性化を図る。</p>	<p>総務省</p>	<p>○地域の教育等の高度化を実現するため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援しているところ。 (平成14年度補正予算) ・地域イントラネット基盤施設整備事業 24,365百万円 ・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業 10,000百万円 (平成15年度政府予算案) ・地域イントラネット基盤施設整備事業 3,963百万円 ・地域公共ネットワーク基盤整備事業 2,042百万円 ・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業 2,107百万円</p> <p>○「地域公共ネットワーク整備計画の取りまとめ」(平成14年7月総務省)によると全地方公共団体(3,288団体)のうち、地域公共ネットワークを既に整備済みの地方公共団体は34.8%(1,143団体)となっていたところ。現在、平成14年7月以降の地方公共団体における地域公共ネットワークの整備計画について調査を行っているところ。</p>	<p>平成15年2月までに約6,500校の学校を高速のネットワークで整備。</p>		<p>・「e-Japan重点計画-2002」で掲げられた、2005年度までの高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及の実現を目指して、引き続き、地域イントラネット基盤施設整備事業等により、地域公共ネットワークの整備に取り組んでいく予定。</p>
		<p>・過疎地域等の条件不利地域においては、地理的要因によるデジタル・ディバイドが懸念されるため、過疎地域等の町村がモデル事業として地域公共ネットワークを活用し加入者系光ファイバ網を整備する場合に、総務省が所要経費の一部を補助する「地域情報交流基盤整備モデル事業」を平成14年度より実施。 ・平成14年度は予算額10億円。4地域6町に交付決定済み。 ・平成15年度政府予算案「加入者系光ファイバ網設備整備事業」9.5億円</p>	<p>(平成14年度に創設された制度であり、まだサービス提供は行われていないことから、効果を報告できる段階にないため、サービス提供開始後に検証)</p>	<p>・地理的要因によるデジタル・ディバイド是正の一層の促進。 ・実施地域のフォローアップ。</p>	<p>①平成14年度の執行手続を完了させるとともに問題点等を整理の上、平成15年度の執行手続に活用。  ③平成17年度までの民間事業者によるインフラ整備の状況を注視しつつ、デジタル・ディバイドの是正に務める。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度政府予算案「移動通信用鉄塔施設整備事業」18.0億円</li> <li>・過疎地等の条件不利地域において、民間事業者による移動通信サービスを受けられない地域が多数存在することから、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合に、国が所用経費の一部を補助する「移動通信用鉄塔施設整備事業」をこれまで実施しており、平成13年度末現在で、市町村役場及びその支所等が移動通信サービスエリアとしてカバーされている市町村割合が約94%となっている。平成14年度においては、51市町村にて事業を実施しているところである。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地等の条件不利地域において、民間事業者による移動通信サービスを受けられない地域が多数存在する。</li> </ul>	<p>①平成15年度においても移動通信用鉄塔施設整備事業を実施。</p> <p>②e-Japan重点計画-2002で掲げられた、2003年度までに市町村役場及びその支所等が移動通信サービスエリアとしてカバーされている市町村割合を95%以上とするとの整備目標の達成を目指す。</p> <p>③過疎地等の条件不利地域において、民間事業者による移動通信サービスを受けられない地域が多数存在することから、引き続き移動通信サービスエリアの整備の支援に取り組んでいく。</p>
<p>(5) 地域力戦略 総務省及び関係府省は、市町村合併を促進し、目的を立てて速やかな市町村の再編を促す。</p>	<p>総務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村合併施策を推進するための具体的な方策に関する提言、情報の提供等が行える豊富な知識と経験を有する者を派遣するという市町村合併アドバイザー制度等を活用し、市町村合併の推進を積極的に支援。</li> <li>・市町村合併支援プランに基づき、関係府省において、必要な行財政措置を講じ、各種事業を実施。</li> <li>・平成14年度補正予算に、市町村合併推進体制整備費補助金を25.0億円を計上。</li> <li>・平成15年度予算に、市町村合併推進体制整備費補助金を30.6億円。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年8月の支援プラン策定以降、静岡市など20件の市町村合併が成立又は市町村合併の告示済み(平成15年3月19日現在)。</li> <li>・法定協議会又は任意協議会を設置している市町村(1,618)が全市町村(3,217)の過半数を突破(平成15年1月1日時点)。</li> <li>・都道府県により、312地域1328市町村が合併重点支援地域として指定(平成15年3月17日)。</li> </ul>		<p>①、②、③</p> <p>・合併特例法の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう自主的な市町村合併を積極的に推進。</p>